

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 届出概要

核店舗であるパローについて、閉店時刻を午後8時から午後10時に繰り下げるとともに、来客駐車場利用可能時間を午後10時30分までとする。(附則第5条第1項)

### 1 届出事項

1	届出年月日	平成16年11月2日		
2	店舗名称	パローショッピングセンター尾張旭店・服部家具センター尾張旭店		
	店舗所在地	尾張旭市南栄町旭ヶ丘10-1ほか5筆		
3	変更をする日	平成16年11月3日		
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	株式会社パロー	
		代表者	代表取締役 田代 正美	
		住所	岐阜県恵那市大井町270-1	
		備考	なし	
	小売業者	名称	株式会社パロー	変更前に同じ
		代表者	代表取締役 田代 正美	同
住所		岐阜県恵那市大井町270-1	同	
(2)	店舗面積	5,151 m <sup>2</sup>	同	
	駐車	位置	別紙図面のとおり	
台数		243 台	同	
(3)	駐輪	位置	別紙図面のとおり	
		台数	78 台	
	荷捌	位置	別紙図面のとおり	
		面積	256. m <sup>2</sup>	
	廃棄	位置	別紙図面のとおり	
		容量	131 m <sup>3</sup>	
(4)	営業	開店時間	午前10時(年間60日午前9時)	
		閉店時間	午後8時(一部午後7時)	
	駐車場利用時間帯	変更前	午前9時30分(年間60日午前8時30分)から午後8時30分まで	
		変更後	午前9時30分(年間60日午前8時30分)から午後10時30分まで	
	駐車場	出入口数	9箇所	
		出入口位置	別紙図面のとおり	
荷捌時間帯		午前6時から午後10時		
業態	食料品専門店及び住・生活関連品専門店			
用途地域	市街化調整区域			
参考	平成8年12月 開店			

### I 施設の配置及び運営方法関連事項

#### 1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

##### (1) 交通に係る事項

##### ① 荷捌施設の整備等

<荷さばき施設 ⑦パロー>

##### ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	173m <sup>2</sup>	あり	15分	3台	4台	○

##### イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画のありなし	荷捌待スペース	評価
11時台	4台	-	-	なし	必要なし	○

パローショッピングセンター尾張旭店・服部家具センター尾張旭店

<荷さばき施設 ⑧服部家具センター>

ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	83m <sup>2</sup>	あり	20分	2台	2台	○

イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画のありなし	荷捌待スペース	評価
9.10.17時台	2台	-	-	なし	必要なし	○

② 経路の設定等

(1) 車両関係

イ 搬出入車両関係

通学路のありなし	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
通学路なし	-	-

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

① 騒音問題対応策

ア 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	19m	なし	来客車両・荷捌き施設	なし	なし	-
西方向	24m	なし	室外機	2m	なし	-
南方向	10m	なし	室外機・来客車両・荷さばき施設	なし	なし	-
北方向	24m	なし	室外機・来客車両	なし	なし	-

遮音壁の悪影響	遮音壁設置による悪影響なし	評価	○
---------	---------------	----	---

イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	東側及び西側(共に道路対面は農地)への施設配置
荷捌施設運営面での配慮	荷さばき作業員の騒音抑制意識向上の働きかけ
荷捌施設機器選択面での配慮	夜間は極力作業音を発生しないよう配慮(後進ブザー、台車、アイドリング等)
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	低音型機器の導入
給排気口からの騒音配慮	低音型機器の導入
駐車場からの騒音配慮	不必要なアイドリング・クラクション・空ぶかし防止等の表示板設置
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	作業・回収時間の制限及び処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ

② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音		変動騒音		衝撃騒音						
	冷却塔	空調室外機	給排気口	キュービクル	浄化槽	ポンプ					
	冷凍機	11	冷凍水発生器	発電機	排煙機	換気扇	44	あり圧扇	10	冷凍機室外機	1
	ゴミ収集作業	○	BGM	○	アナウンス	○					
	自動車走行	○	荷捌アイドリング	○	後進警報ブザー	○					
	衝撃騒音	○	荷降し音	○	台車走行	○					
建物の構造(高さ)		鉄骨造2階建て									

ア 等価騒音レベル予測

		A(東)	B(北)	C(南)	D(南)	E(南西)
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	45.9 dB	46.4 dB	54.4 dB	52.9 dB	49.4 dB
	評価	○	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	31.5 dB	33.4 dB	30.7 dB	38.4 dB	40.3 dB
	評価	○	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

パローショッピングセンター尾張旭店・服部家具センター尾張旭店

		F(西)
用途地域		市街化調整区域
昼間基準値		55 dB
夜間基準値		45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	53.6 dB
	評価	○
設置者	夜間等価騒音レベル	39.3 dB
	評価	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当

イ 夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無	無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か	
上記A・Bの具体的内容	

		W1(南西)	W2(南)	W3(北)	W4(住居にて)
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	41.8dB	41.5dB	59.7dB	30dB
	評価	○	○	△	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	41.3dB	28.6dB	53.5dB	46.2dB
	評価	○	○	△	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当

※敷地境界0.6m位置に冷凍機室外機(基準距離における騒音レベル55dB)が設置されているためW3(敷地境界)において基準を上回っているが、定常騒音の音源から最寄の住居までは22mと距離がある上、住居位置W4においては定常騒音で30dBとなり大きな影響はないものと思われる。また出入口(イ)については、夜間において利用制限を実施する。

<参考> 出入口(イ)を夜間利用制減した場合

		W3(北)
用途地域		市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし
基準値		50dB
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	45.1 dB
	評価	○
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当

(2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	建物内密閉式保管庫に冷房設備も設置している
衛生問題関係配慮	定期的な回収及び清掃

A パロー・その他(利用者が同一の複合施設も含んだ容量)

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	32.00 m <sup>3</sup>	1日	0.825 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	8.20 m <sup>3</sup>	変更なし	○
空缶・空き瓶	32.00 m <sup>3</sup>	1日	0.095 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	1.00 m <sup>3</sup>	変更なし	○
厨芥・その他	63.00 m <sup>3</sup>	1日	0.722 t	0.15 t/m <sup>3</sup>	4.80 m <sup>3</sup>	変更なし	○
合計	127m <sup>3</sup>	-	-	-	14.00 m <sup>3</sup>	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

パローショッピングセンター尾張旭店・服部家具センター尾張旭店

B 服部家具店

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	4.00 m <sup>3</sup>	1日	0.707 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	7.10 m <sup>3</sup>	変更なし	△
空缶・空き瓶	0.00 m <sup>3</sup>	0日	0.000 t	0.00 t/m <sup>3</sup>	0.00 m <sup>3</sup>	-	-
厨芥・その他	0.00 m <sup>3</sup>	0日	0.000 t	0.00 t/m <sup>3</sup>	0.00 m <sup>3</sup>	-	-
合計	4m <sup>3</sup>	-	-	-	7.10 m <sup>3</sup>	-	△
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

※服部家具店の廃棄物保管容量は指針を下回っているが、家具店という業態ということもあり現状で充足している。

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	なし	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共あり	あり

位置・構造	適正な分別の実施		分別廃棄を実施	
	搬出作業の利便性の確保		荷さばき施設の十分なスペース確保による荷さばき時間の短縮	
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保		荷さばき作業者の騒音抑制意識向上の働きかけ	
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	なし		
	生ゴミ保管施設の気密性の確保	なし		

十分な搬送頻度の確保	一日に一回
繁忙期の特別な措置	保管日数の短縮、搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	ダンボール:福田三商,その他:岩田清掃(第02310003440号)
敷地内処理の配慮	-
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	あり
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	なし

評価  
○

(3) 街づくり等への配慮

風致地区	なし	美観地区	なし	建築協定	なし	景観条例	なし
具体的対応策	特になし						
街並みづくりへの協力	緑地を配置し美観に考慮すると同時に、清掃・美化に努める。						
照明等の配慮	夜間の屋外照明は近隣の民家に直接当たらないよう配慮する。						

評価  
○

市の意見の概要	対応
意見なし	-

住民等の意見の概要	対応
意見なし	-

県の意見案
意見なし